

# 消費生活レポート

## 今回の話題 子どものサッカークラブなどの入会トラブル


市が使用を許可していない公園などの公共施設を練習場所にして、会員募集を行っている有料のサッカースクールなどがあります。

消費生活センターには、実際に申し込んだところ、「練習場所が確保できていないため、練習ができなかった」、「家から遠い練習場所に変更され、通うことができず困っている」「ユニフォームを購入したが、場所の変更によって通えないにもかかわらず、返品や入会金の返金にに応じてくれない」などの相談が寄せられています。


このような団体に入会する際は、必ず次の点に注意してください。




### 練習場所がきちんと確保できているか、説明を求めましょう

 市では、一般の公園について、他の利用者や近隣住民の迷惑になることから、スポーツ団体への使用の許可はほとんどしていません。このような団体に入会を希望する場合、練習する場所が確保されているのか、管理者の許可を得ているのか、継続的に使えるのか、他の場所などへの変更の可能性などを主催者に必ず確認しておきましょう。

### 入会金、月謝、ユニフォーム代、その他の費用の説明も求めましょう

 団体によっては、練習参加の登録をすると、すぐに入会金などの請求書を送ってきます。大会に参加したり、遠征に行ったりする場合がありますので、臨時的な費用負担もあり得ます。個人で負担する費用が、全部でどれくらいになり、どのように使われるのか、事前に規約や明細書をもらうようにしましょう。

### 退会の手続きや返金の方法について、書面で説明を求めましょう

 入会時には書面（規約）を必ずもらいましょう。退会の手続きや返金の方法について書面で確認しておくことも大切です。練習の人数が集まらないなど、主催者側の都合で一方向的に練習会を中止する場合があります。トラブルになった場合は、消費生活センターにご相談ください。

#### ■消費生活相談窓口（横須賀市消費生活センター）



- 電話 821-1314（相談専用電話）
- 相談受付時間 月曜日～金曜日 9:00～16:00  
（祝日、年末年始の休館日は除く）

※ 対象は横須賀市民のみです